

宮医発第 457 号
令和 6 年 5 月 31 日

都 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

令和 6 年 6 月診療報酬改定内容に関する質問事項について（回答その 2）

本会活動の推進につきましては、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 6 月診療報酬改定に係る質問事項につきましては、都市医師会にて取りまとめのうえ、本会より日本医師会医療保険課へ照会させていただいておりますが、今般、別添の通り回答がありましたので一覧にまとめお知らせいたします。未回答分につきましては、回答があり次第別途お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、貴会会員へのご周知方についてご高配賜わりますようよろしくお願ひ申し上げます。

担当：総務部総務課
Tel 022-227-1591
Fax 022-266-1480

令和6年診療報酬改定質問一覧

受付日順

令和6年5月31日作成

都市医師会名	項目	内容	日医回答
1 岩沼市医師会	慢性腎臓病透析予防指導管理料	慢性腎臓病の予防指導に係る適切な研修とはどのような研修か。	現時点ではまだどのような研修が該当するのか明らかになっていません。いずれ、例えば疑義解釈等で明らかになるかもしれません、そもそもこれは望ましい要件ですので必須ではございません。
2 岩沼市医師会	処置（人工腎臓）	透析時運動指導等加算75点について 要件に「透析患者の運動指導に係る研修を受講した医師、理学療法士、作業療法士～」とあるが、指導に係る研修の有効期限はどのようになるか。再度受講が必要か	受講した研修の有効期限の規定はありません。また再度の受講が必要であるというような取り扱いも今のところ示されておりません。
3 岩沼市医師会	医学管理	生活習慣病管理料（333点）について 施設基準の項目に、「患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと」と記載されているが、当管理料を算定する際は28日分以上の処方が必須ということか。	長期の投薬をするかどうかはあくまでも患者の状態に応じて担当医師が判断するもので、強制でも義務化でもありません。
4 岩沼市医師会	ベースアップ評価料	職員（看護師給与の引き上げR6：2.5%、R7：2%）に対して診療報酬のプラスされることについての計画書、報告事項等がどのようになるか知りたい。 厚労省のホームページにも詳細についての掲載がなく、詳細が不明である。	5月20日に厚生労働省主催で開催された「オンラインセミナー」や、日本医師会でも6月6日に担当理事連絡協議会を開催しますので、是非それをご覧いただければと思います。また令和6年に2.5%というのは国の目標であって、算定要件ではありません。ベースアップ評価料として入ってきたものを全額賃上げに使っていただければ目標に達しなくても問題はありません。ただ、もちろん可能であればしっかりと上げていただくということは、当然職員のためでもありますし、国の目標もあります。
5 岩沼市医師会	外来・在宅ベースアップ評価料	対象職員の基本給等（基本給または決まって毎月支払われる手当）は、具体的にどこまでを指すのか。（・基本給のみ・基本給+職務手当等、範囲はどこまでか。） 対象職員の給与総額は、上記と同様と考えてよいか。	先程ご紹介した、5月20日に厚生労働省主催で開催された「オンラインセミナー」や、日本医師会でも6月6日に担当理事連絡協議会を開催しますので、是非それをご覧いただければと思います。

令和6年診療報酬改定質問一覧

受付日順

令和6年5月31日作成

都市医師会名	項目	内容	日医回答
6 角田市医師会	医療DX推進体制整備加算 8点	<p>原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないとあるが、令和7年5月31日以降は義務となるのか。</p> <p>電子カルテについても義務となるのか。 その場合の費用負担はどのようになるのか。助成金等はあるのか。</p>	<p>自院で管理するホームページを有しない医療機関は対象ではありません。逆に自院で管理するホームページを持っている医療機関は来年の5月31日以降は義務となる予定です。</p> <p>直接的には義務にはなりませんが、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを使うためには多くの場合、電子カルテがないと、なかなかそれができないという意味での必要性というのは生じます。</p> <p>ただし、電子処方箋に関しては電子カルテがなくてもレセコンからも出せるようなものも出てきおり、そこから出せれば必須ではありません。また、電子カルテ情報共有サービスについては、紙カルテでも使えるようにすべきと日本医師会として強く主張しております。つまり、電子カルテがなくてもパソコンでホームページが見られるようなものを使えば、医療DXで共有されるような情報が見られるようにすべきだと強く主張しており、そうなれば電子カルテは必須ではないということになります。</p>
7 仙台市医師会	初再診等の評価の見直し・入院基本料等の見直し	<p>日医説明資料スライドP150・P152 「40歳未満の」は「勤務医師」のみにかかるのか、「勤務医師・事務職員等」全体にかかるのか。</p>	勤務医師のみにかかります。
8 仙台市医師会	特定疾患療養管理料	特定疾患療養管理料から除かれた「脂質異常症・高血圧・糖尿病」が、主病名ではないが「脂質異常症・高血圧・糖尿病」がある患者について、6月以降は「脂質異常症・高血圧・糖尿病」が主病名であれば生活習慣病管理料を算定できるのか。	主病として医師が判断し、算定要件さえ満たしていれば算定可能となります。
9 仙台市医師会	生活習慣病管理料	主病名が「脂質異常症・高血圧・糖尿病」であり他の病名でも通院している患者について、他の病名での通院の際、生活習慣病管理料は算定可能か。	生活習慣病管理料は月1回の算定であり、他の傷病名で通院した場合でも生活習慣病管理料の算定要件を満たせば、算定可能となります。
10 仙台市医師会	外来後発医薬品使用体制加算	外来後発医薬品使用体制加算と一般名処方加算の併算定は可能か。	外来後発医薬品使用体制加算は院内処方料の加算であり、一般名処方加算は処方箋料の加算であることから、同一の患者さんに対して併算定をするということは通常考えられないと思われます。

令和6年診療報酬改定質問一覧

受付日順

令和6年5月31日作成

都市医師会名	項目	内容	日医回答
11 仙台市医師会	医療DX推進体制整備加算	日医説明資料スライドP164 (6)マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること とあるが、ここの一定程度の実績とは、外来の何%か。	まだ決まっておりません。今後、夏以降に恐らくその頃の実績を踏まえて中医協で議論することが見込まれております。
12 気仙沼市医師会	医療DX推進体制整備加算	施設基準の「マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること」とあるが、一定程度とはどのように解釈すればよいか。「10月1日から適用」とあるが、適用前に基準が示されるのか。	基準についてはまだ決まっておりませんが、夏ぐらいには中医協においてその当時の実績などを参考に議論していくものと思われます。 日本医師会としては当然ながらできるだけ多くの医療機関が算定できるような基準にすべきと主張して参りたいと思っております。
13 気仙沼市医師会	施設基準について	地域包括診療加算 在宅療養支援診療所 上記について、今回の改正により再度届出の必要があるか。	チェックリストに再届出が必要なものが記載されてありますので、それをぜひ見ていただければと思います。また、改定前に再度の届出をした場合、その届け出が令和6年度改定前の基準にかかる届け出なのか、それとも令和6年改定に伴うものなのかということで内容が変わってきます。この部分は疑義解釈(その1)の問1及び問2をご参照ください。
14 気仙沼市医師会	生活習慣病管理料	「生活習慣病管理料を算定する月において、療養計画書を交付するが内容に変更がない場合にはこの限りではない。ただし概ね4月に1回以上は療養計画書を交付すること」とあるが、交付から4月以内の来院で、療養計画書の内容に変更はなく療養計画書の交付はしないが、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合、月1回その都度生活習慣病管理料を算定してよいか。	算定できます。内容に変更がなければ交付しなくて構いません。 ただし、患者家族から求められた場合、あるいは概ね4ヶ月に1回以上は交付が必要ですが、それを満たしていれば毎月でも算定できます。
15 気仙沼市医師会	生活習慣病管理料	生活習慣病管理料の算定制限について、()を算定した月から6ヶ月以内は()を算定できないとあるが、()を算定したら6ヶ月以内の期間()も算定できないのか。 生活習慣病()は新設であるが、当院では生活習慣病管理料(高血圧・脂質異常症・糖尿病)を以前から算定している。今回から()へ名称変更になり上記6ヶ月の算定制限のカウントは令和6年6月から開始となるのか。 以前から算定している生活習慣病管理料(高血圧・脂質異常症・糖尿病)の月からカウントしてよいのか。	から の変更に関しては特に期限の縛りはありません。一方で からの変更に関しては を算定した月から起算して6ヶ月以内は変更できないとされています。 6月1日の施行日で一旦リセットされますので、改定施行前に算定しているものに関しては6ヶ月の縛りはありません。と のいずれを算定するか、その時点で判断できます。